

特別電話相談「若者契約トラブル 110 番」を実施します

埼玉県消費生活支援センターでは、若者を狙った悪質商法被害の防止と解決支援を目的に、1月19日(木)、20日(金)、21日(土)の3日間、関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーンとして、特別電話相談「若者契約トラブル 110 番」を実施します。

若者に関する消費生活相談では、オンラインゲームや出会い系サイトなどインターネットを通じてのサイト利用、転売チケット、サプリメントなどの健康食品や化粧品の定期購入、エステティックサービス、SNSや友人知人をきっかけとした内職・副業についての相談が多く寄せられています。

令和4年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになる一方、その契約に対しては自分で責任を負うこととなります。

また、同意なく行った契約を取り消すことができる「未成年者取消権」は行使できません。

トラブルに遭わないためにも、契約における様々なルールを知り、冷静に判断する力を身につけていくことが大切です。

少しでもおかしいと思ったら、すぐにご相談ください。

● 「若者契約トラブル 110 番」の概要**1 対象**

県内在住、在学、在勤の30歳未満の若者に関する消費生活相談

2 相談実施日時・相談受付場所・電話番号

相談受付場所	1月19日(木) 9:00~16:00	1月20日(金) 9:00~16:00	1月21日(土) 9:00~16:00	電話番号
消費生活支援センター(川口)	○	○	○	048-261-0999
消費生活支援センター熊谷	○	○	—	048-524-0999

※ 消費者ホットライン【全国共通】188(いやや)でもご相談いただけます。

3 その他

この特別相談は、関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施するものです。なお、さいたま市も同期間（1月19日、20日、21日）キャンペーンに参加します。

《さいたま市 消費生活相談窓口》

消費生活総合センター Tel 048-645-3421 Fax 048-643-2247

浦和消費生活センター Tel 048-871-0164 Fax 048-883-4893

岩槻消費生活センター Tel 048-749-6191 Fax 048-749-6193